

## 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の解説

西脇市は、豊かな自然に恵まれ、歴史、文化を大切にしながら、播州織や播州釣針、黒田庄和牛などの特色ある産業や特産品を育んできました。こどもたちは、これらを誇りに思い、この地とここに暮らす人々に安心と優しさを感じています。

しかしながら、近年、核家族化や人間関係、社会意識の希薄化等が進行し、子育て環境の悪化による虐待などが社会問題となっています。

私たちは、こどもたちが社会の大切な一員であることを改めて認識し、こどもたちの今を、そして、その成長を、保護者とともに地域全体で見守り、支えていく必要があります。

こどもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在です。その笑顔が全ての市民の笑顔につながり、その健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。そして、その存在が西脇市の未来を創っていきます。

こどもたちの幸せは、全ての市民の願いです。私たちは、ここに、安心して子育てができる社会、そして、地域の宝であるこどもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

### 【解説】

西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例は、少子化、人口減少社会が進行する中であって、市政運営における、こどもたちや子育て家庭への関わり方についての基本的な姿勢と決意を示すものです。

前文は、条例制定の背景と趣旨を伝えるもので、まず、本市の特徴と、それらに対するこどもたちの思いを、続いて、近年のこどもたちを取り巻く環境を記述しています。

次に、こどもたちの今と成長への関わり方についての考え方、さらに、こどもたちの存在の大きさをうたい、最後に、目指すべき社会を示し、この条例を制定して、その実現に取り組んでいくための決意を宣言として記述しています。

笑顔は、幸せの象徴です。こどもたちの笑顔が市民の笑顔につながり、その存在が西脇市の未来を創っていきます。本条例の名称を「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」とし、安心して子育てができ、こどもたちの笑顔があふれ、夢を持って健やかに育つことができる社会の実現を目指していきます。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるこども及び子育て家庭の支援に関し基本理念を定め、保護者、市民（こどもを除く。以下同じ。）、学校園等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心してこどもを育て、こどもが夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目的とする。

【解説】

ここでは、こども及び子育て家庭の支援に関し、

- 1 基本理念を定める[第3条]
- 2 大人の役割など（保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の役割、市の責務）を明確にする[第4条～第8条]
- 3 市の施策の基本となる事項（施策推進の柱）を定める[第9条～第18条]

以上により、「安心してこどもを育て、こどもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができる社会の実現」をこの条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わってこどもを養育する者をいう。
- (3) 学校園等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する施設その他こどもが学び、育つことを目的とする施設の関係者をいう。

【解説】

<第1号関係 こども>

児童福祉法や児童の権利に関する条約（注1）との整合性を考慮し、18歳未満としています。「社会的にその成長への支援が必要であると認められる者」の部分については、18歳以上の者についても、必要に応じて里親委託や施設入所措置などが継続して利用できるとする児童福祉法の改正を踏まえ、また、こどもの成長、発達は連続的であることなどから、18歳以上の者についても、必要な場合には、関係機関等と連携を図りながら、切れ目が生じないように支援していく必要があることから、18歳以上の者についてもこどもに含めています。

< 第 2 号関係 保護者 >

「その他親に代わってこどもを養育する者」とは、家庭裁判所が選任する親権代行者や未成年後見人をいいます。また、共働き世帯、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在することにも留意し、状況によっては祖父母や親戚の者など現にこどもを養育している者をいいます。

< 第 3 号関係 学校園等関係者 >

「学校園等関係者」は、次の施設の関係者をいいます。

学校教育法に規定する各種の施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する施設（幼保連携型認定こども園等）のほか、市内にあるこどもが育ち、学ぶための施設（放課後児童クラブ等）の関係者をいいます。

< 参考 >

「市民」の定義については、西脇市自治基本条例第 2 条第 1 号の規定によるものとしており、定義規定には記載していません。

- |  |
|--|
| (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。 |
|--|

(注 1) 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

- ・児童の権利に関する条約は、基本的人権を子どもにも保障するため、平成元年、第 44 回国連総会で採択された条約です（日本は平成 6 年に批准）。
- ・この条約は、子どもは権利の主体であり、その権利を自ら行使できるものと認め、基本的人権を、全ての子どもに保障するために必要な様々な権利を総合的に定めています。
- ・この条約における子どもの権利は、大きく分けて次の 4 つがあります。
  - 生きる権利：全ての子どもの命が守られること。
  - 育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること。
  - 守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
  - 参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

(基本理念)

第3条 こども及び子育て家庭の支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進しなければならない。

- (1) こどもの人権が尊重され、その思い及び意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益が考慮されること。
- (2) 保護者が、自信を持ってこどもと向き合い、愛情を持って育て、その成長に喜びを実感することができること。
- (3) 保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、関係機関とも相互に連携し、協働すること。

【解説】

地域社会全体で推進すべき3つの基本理念を定めています。

<第1号関係>

児童の権利に関する条約では、こどもの権利の尊重について規定されており、これは基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法と同様の考え方に立つものです。

また、こどもにとっての最善の利益は、条約の第3条で「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されています。

つまり、こどもに影響を与える決定をするときは、こどもの年齢やその成長に応じ、こどもの思いや意見を受け止め、こどもにとって最も良いことは何かを一番に考え、判断することが大切です。

これらを踏まえ、「人権の尊重及びこどもの最善の利益」を基本理念の第一に掲げています。

<第2号関係>

市は、こどもの養育と成長に関して最も重要な責任を有している保護者が、子育てについての責任を果たすことができるよう、子育てに対する精神的、経済的な負担や不安、孤立感を軽減し、自信を持ってこどもと向き合い、愛情を持って育てることができる環境を整えるとともに、子育てやこどもの成長に喜びを感じることができるよう、環境を整えることが必要です。

これらを踏まえ、「喜びを実感できる子育て」を基本理念の第二に掲げています。

<第3号関係>

こどもや子育て家庭の支援に関して求められる、保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市による連携及び協働について規定しています。

子育ての基本は家庭にあります。こどもは地域社会の一員であることから、こどもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校園等、企業及び行政など地域社会全体が、それぞれの役割を担いながら、児童相談所、警察等の関係機関及び青少年問題協議会等の関係協議会とも連携を図り、こどもや子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組を進めていくことが必要です。

このため、こどもに関わる全ての大人が、それぞれの立場から役割や責務を果たすとともに、相互に連携し、協働することで、こどもや子育て家庭への支援に努めなければなりません。

これらを踏まえ、「それぞれの役割又は責務の自覚や連携」を基本理念の第三に掲げています。

(保護者の役割)

第4条 保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること。

【解説】

家庭は教育及び保育の原点であり、保護者は子育てについての第一義的責任を有しています。家庭や保護者の在り方は、心身の成長や人格形成など、こどもの育ちに大きな影響を与えると同時に、こどもにとって家庭は心身ともに健やかに成長するための基盤となるところです。

<第1号関係>

こどもは、家庭において、保護者の深い愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。このため、保護者の役割として、こどもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地良い居場所となるよう努めることを定めています。

<第2号関係>

こどもの豊かな人間性や社会性を高めるために必要な規範意識や基本的な生活習慣などを身に付けることができるよう努めることを定めています。教え導くことにより、こどもの成長を支えることはもとより、時には見守ることも大切であるため見守り支えることとしています。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民は、こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

<第1項関係>

こどもは地域において、こども同士の交流や大人との多様な関わりを通して成長していきます。

一方で近年、地域住民の交流が希薄化しているといわれており、地域におけるこどもとの関わりが求められます。

このため、市民は、地域社会がこどもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識し、まず地域のこどもたちに関心を持つことが大切です。

その上で、地域の中で声かけや見守りを行いながら、こども会活動などこどもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供することなどにより、健やかに育つことができる環境づくりに努めることを定めています。

<第2項関係>

地域の一員として、市や地域が行うこどもの健やかな成長を支援するための取組への協力に努めることを定めています。

(学校園等関係者の役割)

- 第6条 学校園等関係者は、こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めるものとする。

【解説】

学校園等は、こどもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所であり、こどもの育ちや学びにとって、重要な役割を担っています。

学校園等関係者は、地域との信頼関係を築き、関係機関等と連携を図りながら、こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めることを定めています。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者については、2つの視点が必要です。

職場で働く保護者が子育てしやすい環境を整備するために果たす役割と、地域社会の一員として担うべき役割です。

<第1項関係>

こどもの健やかな育ちには保護者との関わりがとても大切であるため、その役割を果たすことができるよう、育児休業制度の充実や労働時間短縮の促進等、仕事と子育てを両立できるような就労環境を整備することが大切です。

このため、事業者は、職場で働く保護者が安心してこどもを産み育てることができるよう、子育てに関する理解を深め、仕事と子育ての両立可能な働きやすい就労環境の整備を図るよう努めることを定めています。

<第2項関係>

地域の一員として、市や地域が行うこどもの健やかな成長を支援するための取組への協力に努めることを定めています。

(市の責務)

第8条 市は、こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行うものとする。

【解説】

<第1項関係>

市は、こども及び子育て家庭を取り巻く課題を調査・分析し、総合的かつ計画的に施策を実施するものとします。

<第2項関係>

市単独でできることは限られています。このため、他の主体との連携及び協働という視点も必要となることから、各主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うとともに、連携及び協働に向けた総合調整を行います。

(切れ目のない子育て支援)

第9条 市は、保護者が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階に応じた保健、医療、教育、福祉等に係る切れ目のない支援を行うものとする。

【解説】

子育ては、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期な

どそれぞれの時期や進学などのライフステージの変化に応じて問題や悩みが変わってきます。

このため、市は、それぞれの問題や悩みに適切に対応するため、子育て応援ステーション「はびいく」等での相談や情報提供、保健指導等、切れ目のない総合的で継続的な支援を行います。

必要に応じて保健、医療、教育、福祉等の関係機関と連携を図りながら安心して子どもを生み育てることができるよう支援することとしており、これは、切れ目のない子育て支援を目的とした成育基本法（注2）に沿うものです。

また、妊娠中から複雑な悩みや不安を抱えた方や、子どもの発育や発達が心配な方など、継続して支援が必要な方に対しても、きめ細かな支援を行います。

（注2）「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」

- ・成育基本法は、妊娠期から子育て期にかけて総合的・継続的に子どもとその養育者を支援するための法律で、平成30年12月8日、参議院本会議において全会一致で可決・成立しました。
- ・母子保健行政の縦割りを解消し、子どもが大人になるまで切れ目ない支援を行うことで、健やかな成長を保障する社会づくりを目指しています。

#### （こどもの社会参加の促進）

第10条 市は、こどもが社会の一員として、自分の意見を表明できる場並びに社会に参加する機会を設けるものとする。

#### 【解説】

こどもの意見表明を通じた社会参加は、こどもが、自分の存在を大切だと思えるような自己肯定感を育み、高めていくとともに、社会の一員としての役割を果たしていくうえで重要な意味を持ち、その推進は、こどもが地域への愛着を育み、次代を担う大人へと成長していくうえでも必要なことです。

このため、市は、こどもの社会参加に向けて、こどもが自分の考えや意見を表明する機会を設けることとします。

#### （相談支援体制の充実）

第11条 市は、こども及び子育て家庭が抱える様々な悩みに対して、安心して利用できる相談支援体制の充実を図るものとする。

#### 【解説】

近年、核家族化や人間関係、社会意識の希薄化等が進行し、子育てに関する悩みを相談する相手がいないなど、子育て家庭においては、孤立しやすい状況にあります。

また、虐待、いじめ、体罰等は、こども同士や保護者、学校園等関係者などこどもの育ちに欠かせない身近な人間関係の中で生じており、誰にも相談できずに苦しんでいるこどももいます。

保護者が大きな不安を抱えずに自信を持って子育てできるように、こどもの発達や育児などの相談のほか、いじめや不登校などの教育に関する相談に関して、気軽に利用できる子育てコンシェルジュなどの身近な相談窓口や専門的な相談窓口等の提供、さらに、子育て中の保護者同士の意見交換ができる場の提供などが重要です。

また、スクールカウンセラーや電話相談など、こどもが抱える悩みや不安に対して、こども自身が気軽に相談できる窓口の充実を図っていく必要があります。

このため、市は、こどもや子育て家庭が、安心して利用できる開かれた相談窓口の充実を目指します。

(支援が必要なこども及び子育て家庭への取組)

第12条 市は、障害、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とするこども及びその家庭に対し、こどもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行うものとする。

2 市は、虐待、いじめ等の防止及び早期発見に取り組むものとする。

#### 【解説】

##### <第1項関係>

支援を必要としているこども及びその家庭とは、障害のあるこども、虐待を受けたこども、経済的に困難な家庭のこども、ひとり親家庭のこども、社会的擁護が必要なこども、外国籍のこども、いじめ、不登校など、悩みや問題を抱えているこども及びその家庭などをいいます。

このようなこども及びその家庭に対して、市は、関係機関等と連携し、こどもの状況や置かれた環境に応じた支援を行います。

なお、支援を行う場合には、こどもの年齢及び成長に応じ、こどもの意思を確認した上で、できる限り、こどもの意思を尊重します。

また、こどもが抱える困難さは、複数の要因がある場合や、こどもの成長により変化しながら継続する場合があるため、市は、一人ひとりの状況を踏まえた切れ目のない支援を行います。

##### <第2項関係>

虐待やいじめなどは、最も深刻なこどもの権利侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。

このため、市は、学校園等、警察、医療機関などとの連携を深め、

虐待やいじめなど人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。

(地域における子育て支援)

第13条 市は、こどもが地域との関わりの中で健やかに育つことができるよう、こども及び子育て家庭と市民との交流を促進し、地域における学びの機会の充実を図るとともに、市民活動の支援を行うものとする。

【解説】

近年、核家族化や人間関係、社会意識の希薄化等が進行し、地域コミュニティや地域力が低下する中、子育てへの不安を抱え、孤立する家庭が見受けられます。

また、こどもの遊びの変化なども相まって、こども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。

このことは、友達関係の形成やこどもの自主性・社会性の発達、さらには、規範意識の形成にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

このため、市は、市民の協力のもと、こどもや子育て家庭が自主的に参加できる場の提供やトライやる・ウィーク等の体験学習など、市民との交流の場を創出するとともに、茜が丘複合施設Miraieこどもプラザ等で活躍する子育て支援ボランティアなど、市民活動に従事する人たちへの支援を行います。

(こどもの居場所づくりの推進)

第14条 市は、こどもが安心して過ごし、遊び、学び及び活動することができる居場所づくりを推進するものとする。

【解説】

こどもが、安全に安心して過ごすことのできる居場所があるというのは、こどもの健やかな成長にとって大切なことです。

居場所とは、こどもたちが単に身を置くところというのではなく、自分の存在価値を実感できるとともに主体性が育まれる場である必要があります。

具体的には、児童館や公民館などで行われる自然や様々な世代と触れ合える交流会や学習会、多様な体験のできるスポーツ教室などが居場所として想定されます。

(安全で安心な環境づくり)

第15条 市は、交通安全対策及び防災・防犯対策を講ずるなど、こどもにとって安全で安心な環境づくりを行うものとする。

【解説】

命の危険につながる交通事故をはじめ、犯罪につながるおそれのあ

るこどもへの声かけやつきまといの発生、スマートフォンの急速な普及など、こどもを取り巻く環境への不安が増大しています。

このため、市は、こどもが安全で安心して暮らすことができるよう、道路環境や公園の遊具等の整備、また、施設のバリアフリー化等に取り組むとともに、交通事故や犯罪、災害などからこどもを守るため、関係機関等と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行います。

また、インターネット等の安全で安心な利用を促進するため、ICT機器の適正な利用を指導し、啓発します。

(仕事と子育ての両立支援)

第16条 市は、働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、家庭生活との調和のとれた働き方等の啓発及び保育の提供等の充実を図るものとする。

【解説】

こどもが健やかに成長するためには、家庭の果たす役割は非常に大きなものがありますが、核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加などにより、その役割を果たすことに困難を抱える子育て家庭が増加しています。

このため、市は、様々な環境にある子育て家庭や事業主に対して、家庭生活との調和のとれた働き方(ワーク・ライフ・バランス)等の啓発、家事・育児への男性の参画促進、延長保育事業を始めとする多様な保育事業、放課後児童クラブ活動の実施、子育て支援事業の充実等、個々の状況に応じた支援を行います。

(広報及び啓発)

第17条 市は、こども及び子育て家庭の支援について、こども、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

本条例の推進に当たっては、社会全体でこどもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解及び関心を深める中で、協働して取り組むことが重要です。

このため、市は、広報紙や公式ホームページのほか、条例の目的や内容のポイントを分かりやすく記載したリーフレットの作成、配布など、様々な媒体を活用した広報、啓発活動を行います。

(財政上の措置)

第18条 市は、こども及び子育て家庭の支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【解説】**

施策の実効性の担保のひとつとして財源的な裏付けが必要ですが、市全体としての財政を勘案しつつ、施策の優先度と効果を十分検討したうえで、予算確保と効率的な執行に努めることを定めています。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**【解説】**

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。